

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年9月24日

かつらぎ町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

## 記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			三谷	無	R7～R11	横手集落
	○			三谷	無	R7～R11	三谷東集落
	○			山崎	無	R7～R11	山崎2集落
	○			教良寺、三谷	無	R7～R11	教良寺集落
	○			三谷	無	R7～R11	笠上集落
	○			丁ノ町、柏木	無	R7～R11	西宝形第2集落
	○			大畠	無	R7～R11	藤塔集落
	○			妙寺	無	R7～R11	東奥ノ山・池ノ上集落
	○			丁ノ町、妙寺、柏木	無	R7～R11	丁ノ町第1集落
	○			大畠	無	R7～R11	霧迫集落
	○			大畠	無	R7～R11	大畠集落
	○			大畠、西飯降	無	R7～R11	大畠登り尾集落
	○			短野	無	R7～R11	短野上集落
	○			妙寺	無	R7～R11	宝形山集落
	○			柏木、丁ノ町、大藪	無	R7～R11	東柏木第1集落
	○			笠田東	無	R7～R11	堂田・赤阪池集落
	○			背ノ山、窪	無	R7～R11	背ノ山八峰前集落
	○			窪	無	R7～R11	窪3集落
	○			笠田中	無	R7～R11	笠田中赤阪山集落
	○			笠田東	無	R7～R11	黒岩集落
	○			広浦	無	R7～R11	広浦集落
	○			広浦	無	R7～R11	藤ヶ尾集落
	○			佐野、大谷	無	R7～R11	法田・菊井集落
	○			笠田東	無	R7～R11	池尻集落
	○			広口	無	R7～R11	広口寺垣内・鬼虎集落
	○			広口	無	R7～R11	大松2集落
	○			平、東谷	無	R7～R11	大久保集落
	○			滝	無	R7～R11	西滝集落
	○			広口	無	R7～R11	下津川集落
	○			広口	無	R7～R11	薄月集落

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			広口	無	R7 ~ R11	下広口集落
	○			平、東谷	無	R7 ~ R11	平集落
	○			平	無	R7 ~ R11	下津川2集落
	○			滝、広浦	無	R7 ~ R11	福田集落
	○			東谷	無	R7 ~ R11	中畠集落
	○			東谷	無	R7 ~ R11	東谷集落
	○			広口	無	R7 ~ R11	大林集落
	○			新城	無	R7 ~ R11	下新城集落
	○			東渋田、平沼田	無	R7 ~ R11	西垣内集落
	○			新城	無	R7 ~ R11	上新城集落
	○			東渋田、平沼田	無	R7 ~ R11	名山集落
	○			星山、星川、日高	無	R7 ~ R11	星山集落
	○			東渋田、宮本	無	R7 ~ R11	お茶屋原集落
	○			星川、東渋田	無	R7 ~ R11	星川集落
	○			東渋田、宮本、西渋田	無	R7 ~ R11	畑之段集落
	○			日高	無	R7 ~ R11	日高集落
	○			平沼田	無	R7 ~ R11	平沼田東集落
	○			御所、星川	無	R7 ~ R11	御所1集落
	○			上天野、下天野、神田	無	R7 ~ R11	天野集落
	○			柏木、大藪	無	R7 ~ R11	東柏木第4集落
	○			中飯降、西飯降、妙寺、大畠	無	R7 ~ R11	中飯降集落
	○			笠田東、佐野	無	R7 ~ R11	上松西集落
	○			移	無	R7 ~ R11	平山集落